

平成24年12月18日（火曜日）

議事日程第4号

平成24年12月18日（火曜日）午前10時開議

- 第1. 委員長審査報告
- 第2. 報告第22号 公の施設の利用に関する協議専決処分報告
- 第3. 報告第23号 道路災害復旧工事請負変更契約専決処分報告
- 第4. 議案第166号 由利本荘市道路整備事業負担金徴収条例の制定について
- 第5. 議案第167号 由利本荘市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 第6. 議案第168号 由利本荘市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 第7. 議案第169号 由利本荘市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について
- 第8. 議案第170号 由利本荘市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 第9. 議案第172号 由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第173号 由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第174号 由利本荘市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第175号 由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第176号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第177号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第178号 由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第179号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第180号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第182号 由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結について
- 第19. 議案第183号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第20. 議案第184号 由利本荘市道路線の認定について
- 第21. 議案第185号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第22. 議案第187号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）
- 第23. 議案第188号 平成24年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第24. 議案第189号 平成24年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第25. 議案第190号 平成24年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）

- 第26. 議案第191号 平成24年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4号)
- 第27. 議案第192号 平成24年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 第28. 議案第193号 平成24年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第29. 議案第194号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第30. 議案第195号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第31. 議案第196号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
- 第32. 議案第197号 平成24年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第33. 議案第198号 平成24年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第34. 議案第199号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算(第14号)
- 第35. 陳情第8号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書提出についての陳情
- 第36. 陳情第9号 消費税増税に関する意見書提出についての陳情
- 第37. 陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第38. 陳情第12号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書提出についての陳情
- 第39. 陳情第13号 年金引き下げの中止を求める意見書提出についての陳情
- 第40. 継続審査中の陳情第6号 公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情
- 第41. 継続審査について
 陳情第11号 「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情
 陳情第14号 生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書提出についての陳情
- 第42. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
 議員発案第2号及び議員発案第3号 2件
- 第43. 議員発案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 第44. 議員発案第3号 地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

第1から第44までは議事日程第4号のとおり

第45. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第4号から委員会発案第6号まで 3件

- 第46. 委員会発案第4号 オスプレイの配備と訓練飛行の撤回を求める意見書の提出について
- 第47. 委員会発案第5号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について
- 第48. 委員会発案第6号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について

出席議員（29人）

1番 渡部 功	2番 伊藤 岩 夫	3番 佐々木 隆 一
4番 作佐部 直	5番 堀川 喜久雄	6番 湊 貴 信
7番 高橋 信 雄	8番 渡部 聖 一	9番 若林 徹
10番 高橋 和 子	11番 堀 友 子	12番 佐藤 勇
13番 今野 晃 治	14番 今野 英 元	15番 渡部 専 一
16番 大関 嘉 一	17番 長沼 久 利	18番 伊藤 順 男
19番 佐藤 賢 一	20番 鈴木 和 夫	21番 井島 市太郎
22番 齋藤 作 圓	23番 佐々木 勝 二	24番 本間 明
25番 佐々木 慶 治	26番 佐藤 讓 司	27番 土田 与七郎
29番 村上 亨	30番 三浦 秀 雄	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	藤原 由美子
副 市 長	石川 裕	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	藤原 秀 一	総 務 部 長	阿部 太津夫
企画調整部長	土田 隆 男	市民福祉部長	大庭 司
農林水産部長	佐藤 一 喜	商工観光部長	渡部 進
建設部長	伊藤 篤	矢島総合支所長	佐藤 晃 一
岩城総合支所長	今野 光 志	由利総合支所長	三浦 貞 一
大内総合支所長	伊藤 久	東由利総合支所長	佐々木 喜 隆
西目総合支所長	佐々木 政 徳	教 育 次 長	佐々木 了 三
消 防 長	伊藤 敬 一		

議会事務局職員出席者

局 長	三浦 清 久	次 長	佐々木 智
書 記	高橋 知 哉	書 記	小松 和美
書 記	鈴木 司	書 記	今野 信 幸

午前 9時59分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

初めに、本日の会議に入ります前に、お祝いを申し上げます。

一昨日投開票されました第46回衆議院議員総選挙において、日本維新の会から出馬いたしました村岡敏英候補が見事に御当選いたしました。地元待望の代議士の誕生であります。皆様とともに心からお祝いを申し上げますとともに、今後の御活躍を御期待申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（渡部功君） それでは本日の議事に入ります。

○議長（渡部功君） 日程第1、これより報告第22号及び報告第23号並びに議案第166号から議案第170号まで、議案第172号から議案第180号まで、議案第182号から議案第185号まで、議案第187号から議案第199号まで並びに陳情第8号から陳情第14号まで及び継続審査中の陳情第6号の計41件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

このたびの定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、追加提出された案件を含め、補正予算3件、陳情2件の計5件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、議案第187号一般会計補正予算（第13号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款、13款、15款から20款、歳出1款、2款、9款及び地方債の変更であります。

主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。12款では、西目土地改良区総代選挙の無投票に伴う選挙費負担金の減額、13款では、大内地域のコミュニティバス等使用料の減額、15款では、秋田海区漁業調整委員会委員選挙の無投票に伴う選挙費委託金の減額、16款では、土地・物品売払収入の増額、17款では、災害対策費寄付金の増額、18款では、地域雇用創出推進基金繰入金の増額、19款では、前年度繰越金の増額、20款では、各保険収入、災害救助費収入の増額などが主なものであります。

歳出につきましては、1款議会費では、欠員に伴う議員報酬等の減額、2款総務費で

は、税収納システム改修委託料、全庁型地理情報システム改修委託料、コミュニティーバス実証運行に係る費用、市議会議員補欠選挙費などの追加、9款消防費では、防災行政無線修繕費の追加などが主なものであります。

また、地方債補正につきましては、道路改良事業など5事業について、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第191号情報センター特別会計補正予算（第4号）についてであります。伝送路支障移転費用、新規引込手数料などの追加が主なものであり、その財源としては、電気通信使用料、前年度繰越金、施設等移転補償費などを充当し、歳入歳出に1,386万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億9,523万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第199号一般会計補正予算（第14号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款であります。

これは、観光誘客促進事業費、漁業施設災害復旧費など歳出に係る費用の一般財源として、繰越金を1,831万1,000円増額しようとするものであります。

この3件の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

陳情第8号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、アメリカの垂直離着陸輸送機オスプレイの普天間基地への配備と訓練飛行を直ちに撤回するよう、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、継続審査すべきとの意見もありましたが、慎重に審査の上、採決の結果、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第9号消費税増税に関する意見書提出についての陳情についてであります。これは、社会保障と税の一体改革関連法の成立を受け、国民の負担を伴う消費税増税を中止するよう、国等に対して意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、社会保障の改革は先送りされ、消費税増税だけを先行させた。震災復興税に加え、消費税が増税されれば個人消費が低迷し、景気をさらに後退させる。高所得者と大企業優遇の不公平税制が放置されているなどの理由により採択すべきとの意見、また一方、社会保障費は膨らみ続けており、社会保障を支えるためには国民全体で負担していかなければならない。社会保障と税の一体改革関連法が成立し、景気の低迷が続く中、安定財源を早急に確保しなければならない状況であるなどの理由から不採択とすべきとの意見があり、慎重に審査の上、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

○教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1

件、条例関係 2 件、補正予算 5 件、陳情 5 件の計 13 件であります。

なお、これに継続審査中の陳情 1 件を加えました 14 件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第 22 号公の施設の利用に関する協議専決処分報告についてであります。これは、神奈川県鎌倉市より、10 月 15 日から本市の市立保育所へ広域入所することについての申し込みがあったことから、同市との間で由利本荘市立保育所の使用に関する協定書を締結したものであります。この専決処分報告につきましては、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係について御報告申し上げます。

初めに、議案第 172 号廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘清掃センターの基幹改良に伴い、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧や、利害関係を有する方に意見書提出の機会を与えるための規定等を整備しようとするものであります。

次に、議案第 180 号都市公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本荘由利総合運動公園整備事業の完成等に伴い、水林球場、陸上競技場及び鶴舞球場の使用料の額等を改めようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第 187 号一般会計補正予算（第 13 号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入 13 款から 15 款、18 款、20 款、21 款と、歳出 2 款から 5 款、9 款、10 款についてであります。

なお、職員人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。13 款使用料及び手数料は、松ヶ崎体育館自動販売機設置使用料の追加であります。

14 款国庫支出金は、障がい者自立支援給付費負担金の追加及び地域生活支援事業費補助金の減額が主なものであります。

15 款県支出金は、障がい者自立支援給付費負担金及びすこやか子育て支援事業費補助金の追加、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の減額が主なものであります。

18 款繰入金は、医師確保奨学資金貸付基金繰入金の減額が主なものであります。

20 款諸収入は、広域市町村圏組合分担金精算金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金の追加が主なものであります。

21 款市債は、医師研修資金貸付事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2 款総務費は、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の減額であります。

3 款民生費は、1 項社会福祉費において、福祉医療支給事業費及び障がい者自立支援費の追加、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

また、2 項児童福祉費において、平成 23 年度分の次世代育成支援対策交付金の実績に基づく返還金の追加のほか、各保育園運営費の追加が主なものであります。

また、3項生活保護費において、平成23年度国庫支出金返還金の追加が主なものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費において、斎場に係る燃料費の追加のほか、診療所運営特別会計への繰出金、医師研修資金貸付金及び医師確保奨学資金貸付金の減額が主なものであります。

また、2項清掃費において、由利一般廃棄物最終処分場に係る光熱水費及び仁賀保一般廃棄物最終処分場分担金の追加が主なものであります。

5款労働費は、勤労青少年ホーム管理費の追加であります。

9款消防費は、1項消防費において、消防団活動費の追加のほか、矢島地域のサイレン吹鳴装置について、修繕にあわせて移設の要望があったことから、当該事業を新年度へ延期することによる消防施設等維持事業費の減額が主なものであります。

10款教育費は、1項教育総務費において、スクールバス運行事業費の減額が主なものであります。

また、2項小学校費において、各小学校修繕に係る学校維持補修事業費や、岩城・松ヶ崎統合小学校の校歌・校章作成に係る経費の追加のほか、各小学校トイレ改修工事完了に伴う学校施設整備事業費の減額が主なものであります。

また、3項中学校費において、各中学校修繕に係る学校維持補修事業費の追加のほか、本荘北中学校校舎改修工事完了に伴う学校施設整備事業費の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費において、西目幼稚園運営費の減額であります。

また、5項社会教育費において、各社会教育施設及び各公民館の管理運営費の追加が主なものであります。

また、6項保健体育費において、西目高校サッカー部及び由利高校バレーボール部等の全国大会出場決定に伴う補助金の追加のほか、市総合体育館等の管理費の追加が主なものであります。

次に、議案第188号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、繰越金の追加が主なものであり、歳出では、額確定による平成23年度療養給付費等負担金精算返還金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億6,786万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を99億2,437万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第189号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、保険基盤安定繰入金の減額であり、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であり、歳入歳出それぞれ2,396万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を7億5,498万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第190号診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金の減額が主なものであり、歳出では、退職に伴う職員人件費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ269万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億4,938万円にしようとするものであります。

次に、議案第192号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、繰越金の追加であり、歳出では、鳥寿苑等の管理費及び予備費の追加のほか、退職に伴う職員人件費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ135

万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9億1,985万7,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第10号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、介護職員処遇改善加算制度を平成27年度以降も継続することなどについて、国に意見書を提出することを求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、高校無償化の維持・拡充及び高校生・大学生に対する給付制奨学金制度の創設について、国に意見書を提出することを求める陳情であり、採択すべきや一部採択すべきとの意見もありましたが、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、全ての小中学校、高校で30人学級を実現することや、新たな教職員定数改善計画をつくり計画的に教職員をふやすことについて、国に意見書を提出することを求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第13号年金引き下げの中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、年金の2.5%引き下げをやめ、マクロ経済スライドを廃止することなどについて、国に意見書を提出することを求める陳情であります。

採択すべきとの意見もありましたが、特例措置により2.5%高くなっている年金額を本来の水準まで引き下げることについては、先月16日、国会において関係法案が可決、成立しておりますが、その影響を大きく受ける低年金者への補足的支給となる年金生活者支援給付金の支給に係る法案も同日可決、成立している状況もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

なお、継続審査中の陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情についても、陳情第13号と同一趣旨の陳情であり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第14号生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、生活保護の老齢加算を復活すること、保護基準の引き下げをしないこと、生活保護費を全額国庫負担とすることについて、国に意見書を提出することを求める陳情であります。採択すべきとの意見もありましたが、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係 2 件、補正予算 3 件、その他 1 件の計 6 件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第173号市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による土地改良法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第174号林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、公の施設の見直し計画に伴い、鮎川地区林業研修集会施設を用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この施設につきましては、今後、中畑町内会へ譲渡を予定するものであります。

以上、御報告申し上げます。2 件の条例改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第185号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、来年 3 月 31 日で指定管理期間が満了となる鳥海地域の農産物加工施設、伏見生産物直売所、そば等加工提供施設、笹子生産物直売所、多目的活性化広場の 5 施設について、指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者を株式会社ほっといん鳥海、指定期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 4 カ年指定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第187号一般会計補正予算（第13号）であります。当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

14 款国庫支出金につきましては、事業精査による漁港施設災害復旧負担金の減額であります。

15 款県支出金につきましては、実績見込みや事業費確定による環境保全型農業直接支払対策補助金、地域水産物供給基盤整備事業費補助金、漁業生産施設復旧支援事業補助金の減額が主なものであります。

16 款財産収入につきましては、木材価格低迷による市の公有林の間伐材等売払収入の減額、有機堆肥売払収入の増額であります。

20 款諸収入につきましては、震災地復興予算の優先に伴う森林農地整備センター造林受託事業収入の減額のほか、4 月の暴風雨被害に伴う、ふれあい農場などの各農業施設、海水浴場などの観光施設の保険収入の追加が主なものであります。

21 款市債につきましては、事業費の確定・精査による地域水産物供給基盤整備事業債、漁港施設災害復旧事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費につきましては、1 目農業委員会費では、農地利用状況調査費の増額が主なものであります。

3 目農業振興費では、環境保全型農業直接支払対策補助金の減額のほか、農林漁業雇用創出支援事業補助金の追加が主なものであります。

この補助金の追加につきましては、県の雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業を活用し、地域の雇用の維持創出と離職者の就農促進を図るため、産地拡大に資する種苗供給施設などの拠点施設の整備に対し補助を行い、就農促進機会の拡大を図ろうとするものであります。

6目畜産業施設費は、矢島地域の花立牧場工房ミルジの施設修繕料の追加であります。

7目農地費では、事業費確定による農地・水・農村環境保全向上活動支援事業費の減額が主なものであります。

9目防災ダム施設費では、県における更新事業調査の先送りに伴う、テレメーターシステム更新事業調査計画費負担金の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、震災地復興予算の優先に伴う森林作業道整備委託料の減額のほか、木質パウダー実証試験費の追加が主なものであります。

この実証試験費につきましては、これから事業を進めるに当たって、県の指導もあり、和歌山から木質パウダーを購入・運搬し、寒冷地の本市において木質パウダーの含水率などの変化を確認しようとするものであります。

3項水産業費につきましては、事業費の精査・確定による漁業生産施設災害復旧支援事業補助金、道川漁港北防波堤工事請負費の減額が主なものであります。

7款商工費につきましては、商工施設や観光施設の修繕料の追加が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、事業費確定による漁港施設災害復旧費の減額であります。

続いて、債務負担行為の追加であります。

初めに、平成25年度果樹産地再生支援資金利子助成補助金であります。これは、将来にわたる産地の維持・発展のための必要な資金に対する利子助成補助金であり、期間を平成25年度から39年度までの15カ年、限度額を13万1,000円として設定するものであります。

次に、新規雇用奨励助成金であります。これは、今年度も実施している新規学卒者の常用雇用の確保のための新規雇用奨励助成制度について、助成対象期間を1年間延長するため、期間を平成25年度の単年度、限度額を3,000万円として設定するものであります。

次に、雇用支援対策助成金であります。これは、6月定例会で補正し、実施している市内の求職者を中途採用する事業所に対する助成制度について、来年度も引き続き実施するため、期間を平成25年度の単年度、限度額を1,000万円として設定するものであります。

次に、議案第196号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）であります。これは、事業費が確定したことにより、歳入において、前年度繰越金の増額、一方、歳出においては、今シーズンの営業に備え予備費を増額するものであり、歳入歳出それぞれ1,255万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を2億1,359万円にしようとするものであります。

次に、議案第199号一般会計補正予算（第14号）であります。

歳出7款商工費につきましては、韓国ドラマ「アイリス2」のロケ地誘致に伴う費用であり、韓国ドラマ秋田サポート委員会負担金を20万円、宿泊や食事支援などに要する韓国ドラマ地域サポート部会負担金を1,000万円、それぞれ追加しようとするものであります。

なお、このロケ地選定から漏れた場合は、全額減額するとの説明を受けております。

現在、さきの新聞報道等にあったとおり、県内他市においても支援費が計上されておりますが、当局におかれましては、本市観光誘客への足がかりとなるよう、ロケ地誘致に向けて最大限の努力をされるよう期待するものであります。

11款災害復旧費につきましては、4月の暴風雨に伴う漁港災害廃棄物にかかわる補正であります。

これに関連する補正予算については、さきの9月定例会において、砂の再利用を図り、ごみと砂を分別することにより、廃棄物処理量を縮小するための漁港施設災害復旧費1,000万円を可決したものであります。その後、県環境整備課の指導や由利本荘保健所との協議により、砂の再利用が可能な分別が困難となり、砂を含む全量を産業廃棄物処理場で処理することになったため、関連する費用として709万5,000円を増額しようとするものであります。

なお、審査の過程において、委員より、この案件については、経費節減に努めようとした当局の努力は認められるものの、廃棄物の処理に関しては、より迅速かつ慎重な対応が求められるべきとの意見がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び特別会計補正予算の計3件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

○建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1件、条例関係10件、補正予算7件、変更契約1件、道路関係2件の計21件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第23号道路災害復旧工事請負変更契約専決処分報告についてであります。これは、本年7月の第2回臨時会で議決された岩城地域の市道二古亀田線道路災害復旧工事において、工事施工中に降雨の影響により、のり面に亀裂が発生し、緊急にその対策を講じる必要が生じたため、奥山・村岡・伊藤特定建設工事共同企業体と、契約金額2億1,063万円で締結された契約を244万4,400円増額し、2億1,307万4,400円に変更契約するに当たり、10月10日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係の案件であります。

初めに、議案第166号道路整備事業負担金徴収条例の制定についてであります。これは、道路法の規定に基づき、市道の整備事業に係る受益者負担金の徴収に関し必要な

事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第167号から議案第170号までの4件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、それぞれ条例を制定しようとするものであります。

議案第167号市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてにつきましては、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、道路の幅員・線形・勾配・交差または接続など、市道の構造の技術的基準等に関する事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第168号準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてにつきましては、河川法の一部改正に伴い、堤防・水門及び樋門・揚水機・橋など、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等に関する事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第169号都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定についてにつきましては、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模・公園施設の建築面積割合など、都市公園の設置に関する基準等に関する事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第170号市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてにつきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、敷地の安全性の確保、住戸の規模、児童遊園及び集会所の設置など、市営住宅等の整備基準に関する事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第175号手数料条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、来年度から都市計画法に基づく開発行為許可事務について、秋田県から権限委譲されることに伴い、事務手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第176号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、由利地域における滝沢館団地の建てかえ事業に伴い、新築に係る2戸建5棟を追加及び解体に係る4戸建2棟を廃止するため、条例の別表を改正しようとするものであります。

次に、議案第177号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、地域主権改革一括法の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、入居収入基準など、公営住宅の入居者の資格に関する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第178号公共住宅管理条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、市営住宅管理条例の一部改正に伴い、同じく入居者の資格に関する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第179号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、大内地域の中俣地区における浄化槽施設の設置に伴い、条例の別表を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます10件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の

趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、変更契約の案件であります。

議案第182号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてであります。これは、株式会社 I H I インフラシステム東北営業所と23億8,433万4,750円で契約締結中の上部工工事において、照明設備工事に係る精査の結果、施工量を減じたため、契約金額を80万8,500円減額し、23億8,352万6,250円に変更しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、道路関係の案件であります。

議案第183号市道路線の廃止について及び議案第184号市道路線の認定についての2件であります。関連がありますので一括して報告いたします。

これは、開発行為に伴う路線変更及び路線見直しにより、尾花沢10号線の1路線を廃止し、新たに尾花沢10号及び11号の2路線を認定しようとするものであり、この2件の道路関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。

初めに、議案第187号一般会計補正予算（第13号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、12款、14款、20款及び21款、歳出では、4款、8款及び11款、継続費では8款であります。

当常任委員会に関連する各款の職員人件費以外の主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、由利橋架替事業の橋梁添架物費用に係る道路整備事業負担金の増額、14款国庫支出金では、交付額確定や精算見込みによる浄化槽整備事業費補助金及び社会資本整備総合交付金の減額、20款諸収入5項雑入では、暴風による公園災害見舞金に係る保険収入の増額、21款市債では、由利橋架替事業の精算見込みによる道路改良事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。4款衛生費では、浄化槽設置事業費補助金の増額、簡易水道事業特別会計への繰出金の増額、小規模水道施設に係る電気料の増額であります。

8款土木費では、2項道路橋梁費において、道路橋梁事務費では、精算見込みによる橋梁点検委託料の減額、道路維持事業費では、深持ため池改修事業費及び市道堀切・雷田・長坂線に係る市道横断暗渠付け替え事業費を増額、街路灯管理整備事業費では、精査による電気料及び修繕料の増額、社会資本整備総合交付金事業では、道路新設改良費において、組み替え補正など事業間調整を図るほか、橋梁新設改良費において、精算見込みにより由利橋上部工工事請負費等を減額、また、来年1月に予定している由利橋竣工記念式典・渡り初め式などに要する費用の追加が主なものであります。

5項都市計画費においては、公園管理費の組み替え補正及び下水道事業特別会計への繰出金の増額が主なものであります。

6項住宅費においては、公営住宅修繕料の増額などあります。

11款2項公共土木施設災害復旧費では、11月の豪雨災害による岩城地域の貝井田沢線路肩復旧工事に係る費用を追加しようとするものであります。

また、継続費補正であります。8款土木費において、平成22年度から24年度までの3年間で設定している由利橋架替事業に係る上部工設置工事について、来年1月に工事完了予定であることから、精算見込みにより、平成24年度の年割額を3億1,947万3,000円減額し、8億3,289万円に、継続費の総額を同じく3億1,947万3,000円減額し、23億8,352万7,000円にそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、議案第193号下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、事業費確定による下水道事業費補助金及び下水道債の減額、一般会計繰入金及び前年度繰越金の増額のほか、4月の暴風災害による水林浄化センター屋根修繕に係る保険収入の追加であります。

歳出では、実績見込みによる処理施設維持管理費及び本荘・岩城地区事業費の減額、予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ4,035万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億3,860万2,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の起債限度額をそれぞれ減額変更しようとするものであります。

次に、議案第194号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、前年度繰越金及び下水道事業債の増額、4月の暴風災害による各処理施設屋根等修繕に係る保険収入の追加であります。

歳出では、処理施設維持管理費において、精査による汚泥処理費用の増額、公債費に係る財源更正、予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,064万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億3,003万4,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。資本費平準化債の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第195号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、交付額確定に伴う東由利簡易水道施設整備費補助金の減額、一般会計繰入金及び前年度繰越金の増額、事業費確定による東由利簡易水道事業債の減額であります。

歳出では、施設管理費において、精査による薬剤費や光熱水費及び亀田簡易水道に係る工事費の増額、施設維持管理委託料の減額、国庫補助金交付額確定に伴う東由利簡易水道施設整備事業費の減額のほか、予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,505万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を9億2,280万7,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。簡易水道事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第197号水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的支出において、由利原浄水場の除雪委託費及び玉ノ池揚水機に係る電気料の増額など、767万1,000円を増額し、水道事業費用の総額を12億9,769万3,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出においては、由利橋配水管添架に係る負担金1,778万9,000円を追加し、資本的支出の総額を21億2,623万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第198号ガス事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入において、売り上げ増によりガス料金1,452万8,000円を増額し、ガス事業収益の総額を11億

3,433万8,000円に、同じく支出においては、ガス売り上げ増に伴い、原料費1,303万8,000円を増額し、ガス事業費用の総額を10億7,481万6,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出においては、由利橋ガス管添架に係る負担金292万7,000円を追加し、資本的支出の総額を4億9,838万4,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第199号一般会計補正予算（第14号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款であります。

これは、3項河川費2目河川環境整備費において、本荘地域川口地内の排水路擁壁等洗堀応急対応工事に伴い、農業用パイプハウスの移転が必要なことから、その建てかえ補償費を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計7件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思えますので、御了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第2、報告第22号公の施設の利用に関する協議専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第22号は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第3、報告第23号道路災害復旧工事請負変更契約専決処分報告を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第23号は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第4、議案第166号道路整備事業負担金徴収条例の制定についてから日程第8、議案第170号市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての5件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第166号から議案第170号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第9、議案第172号廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第172号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第10、議案第173号市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第11、議案第174号林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第173号及び議案第174号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第12、議案第175号手数料条例の一部を改正する条例案から日程第16、議案第179号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第175号から議案第179号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第17、議案第180号都市公園条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第180号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第18、議案第182号由利橋架替事業上部工工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第182号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第19、議案第183号市道路線の廃止について及び日程第20、議案第184号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第183号及び議案第184号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第21、議案第185号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第185号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第22、議案第187号一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第187号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第23、議案第188号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第25、議案第190号診療所運営特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第188号から議案第190号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第26、議案第191号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第191号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第27、議案第192号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第192号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第28、議案第193号下水道事業特別会計補正予算（第4号）から日程第30、議案第195号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第193号から議案第195号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第31、議案第196号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）

を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第196号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第32、議案第197号水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第33、議案第198号ガス事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第197号及び議案第198号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第34、議案第199号一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第199号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第35、陳情第8号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 陳情第8号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書提出についての陳情であります。採択すべきとの立場で討論いたします。

前回の総選挙では沖縄の米軍普天間基地の撤去が大きな争点になり、当時の民主党は「国外、最低でも県外に」と約束したのに、政権発足後、公約を踏みにじり、沖縄での新基地建設と県内移設に踏み出しました。

普天間基地への配備を強行し、県民の怒りを高めている米軍の新型輸送機オスプレイについて、近く本土で本格的訓練を認める方針であります。

国民の命と暮らしを守るには、米軍基地の撤去と日米安保条約の廃棄しかありません。

今、その危険な飛行が大きな焦点になっているオスプレイは、世界各地で墜落事故を起こしている欠陥輸送機で、既に普天間基地を拠点に沖縄全域を我が物顔で飛び回り、人口密集地での低空飛行を繰り返すなど、日米両政府がつくった安全合意は、ほご同然で、日本政府のアメリカ言いなりの姿勢が米軍の横暴を助長し、傍若無人な飛行に拍車をかけているのは明らかであります。

オスプレイに対して、沖縄と本土の150を超す議会が配備撤回や低空飛行訓練の中止を求める意見書を可決しています。

秋田県内もオスプレイの2つの訓練空域に入っており、本市の上空も飛ぶことになり、これが強行されれば墜落の危険にさらされることとなります。あくまで配備を押しつけるなら、地方議会でも基地の撤去を求め、安保条約そのものの是非を問うという声も広がっており、本市議会の良識ある議決を望むものであります。

以上であります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって陳情第8号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第36、陳情第9号消費税増税に関する意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 陳情第9号消費税増税に関する意見書提出についての陳情は採択すべきとの立場で討論いたします。

社会保障と税の一体改革関連法が成立し、2014年4月に8%、2015年10月に10%に消費税が増税されます。国民は、消費税増税法が成立したからといって増税を認めたわけではありません。

最近の世論調査でも、東京新聞では増税反対が55%に上り、NHKでも増税反対が35%で、賛成の29%を上回っています。

現在の深刻なデフレ不況下で、国民から13兆5,000億円もの所得を奪う大增税を強行すれば、日本経済をどん底に突き落とすことになるでしょう。

失われた20年と言われるように、日本経済はこの20年、ほとんど成長がとまった状態です。

労働者など雇用者の所得は落ち込んでいるのに、大企業は内部留保を260兆円以上もためこんでおり、異常の極みであります。内需主導の経済に根本的に転換しない限り、安定成長は実現しません。

失われた30年を現実のものにしないためにも、大企業の巨額の内部留保の一部を社会に還元させ、国民の所得をふやし、家計を温め、日本経済を内需主導の健全な成長に乗せていくことが急務でしょう。

そのためにも、消費税増税はやるべきではないことを強く訴えるものであります。

以上であります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって陳情第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第37、陳情第10号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第38、陳情第12号「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第12号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第39、陳情第13号年金引き下げの中止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立少数であります。よって陳情第13号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第40、継続審査中の陳情第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情第13号と同一趣旨であり、陳情第13号は先ほど不採択

と決定されておりますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。継続審査中の陳情第6号については、不採択とされたものとみなすことに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第6号は、不採択とされたものとみなします。

○議長（渡部功君） 日程第41、継続審査についてを議題といたします。

陳情第11号「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情、及び陳情第14号生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書提出についての陳情の2件については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号及び陳情第14号の2件は、継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第42、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第2号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを上程し、提出者の説明を求めます。30番三浦秀雄君。

【30番（三浦秀雄君）登壇】

○30番（三浦秀雄君） 議員発案第2号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、意見書（案）を朗読し、提案説明とします。

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第一約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入された一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組み

を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球環境温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、国家戦略担当大臣といたします。

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（渡部功君） 次に、議員発案第3号地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の提出についてを上程し、提出者の説明を求めます。24番本間明君。

【24番（本間明君）登壇】

- 24番（本間明君） 議員発案第3号地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書（案）の朗読をもって提案を申し上げます。

我が国経済が依然として停滞している中で、少子高齢化の急速な進展により国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化や持続可能性の確保が一層重要となっている。

こうした中、地方自治体は多くの社会保障サービスを提供しており、また、地域経済の活性化や雇用の確保、セーフティネットの構築など、その果たすべき役割はますます増大している。特に、介護・福祉、農林水産、環境など雇用の創出が期待できるこれらの政策分野について、取り組みの充実・強化が求められている。

よって、国においては、地方経済の活性化や雇用対策の強化など増大する財政需要に応じた財源を地方自治体が安定的に確保できるよう、次の事項の実現を強く要望する。

1、2013年度地方財政計画の策定に当たっては、医療、介護、子育て支援分野の人材確保など少子高齢化に対応した施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの普及を初めとして環境対策の推進など、今後増大する財源需要を的確に捉え、少なくとも今年度の地方財政計画の規模を下回ることはないようにすること。

2、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税に係る地方交付税の法定率の改善、基準財政需要額の算定における社会保障分野の単位費用の改善など、地方財政の充実強化を図るための抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣に意見書を送付したいと思っておりますので、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（渡部功君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第2号及び議員発案第3号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よつて議員発案第2号及び議員発案第3号の2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第2号及び議員発案第3号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よつて議員発案第2号及び議員発案第3号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第43、議員発案第2号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について及び日程第44、議員発案第3号地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よつて議員発案第2号及び議員発案第3号の2件については、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休 憩

.....
午前11時48分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る、委員会発案第4号から委員会発案第6号までの3件を日程に追加することといたしました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よつて、お手元に配付いたしております委員会発案第4号から委員会発案第6号までの3件を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第45、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第4号から委員会発案第6号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よつて委員会発案第4号から委員会発案第

6号までの3件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第4号から委員会発案第6号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号から委員会発案第6号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第46、委員会発案第4号オスプレイの配備と訓練飛行の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件は、起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって委員会発案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第47、委員会発案第5号介護職員処遇改善の継続、拡充を求める意見書の提出について及び日程第48、委員会発案第6号「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号及び委員会発案第6号の2件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部功君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成24年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時54分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 鈴 木 和 夫

議 員 井 島 市 太 郎